

2020年(令和2年) 4月

宜山小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す、「宜山小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 教職員の基本的な姿勢

- (ア) 教職員一人一人が、いじめられている児童を守り切るということを言葉と態度で示す。

- (イ) いじめられている児童を学校全体で守るためにも、児童が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- (ウ) 児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- (エ) 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

4 いじめの防止等の取組

- (1) 「宜山小学校いじめ防止基本方針」の策定
 - ・本校の児童の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
 - ・保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ内容が年度を追って反映される方針とする。
 - ・いじめの防止等に係る年間活動計画を作成し、実効性のある取組を進める。
 - ・学校のホームページなどで公開する。
 - ・策定した基本方針が機能しているかの検証及び見直しを行う。
- (2) 「いじめ防止委員会」の設置
 - ・いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織を置き、校務運営組織に位置付ける。
 - ・構成員は、委員長を校長、副委員長を教頭とし、教務主任・生徒指導主事・養護教諭を委員とする。
- (3) 児童への指導
 - ・特別の教科道徳及び教育活動全体を通して、どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかななど、いじめについて正しく理解させる。
 - ・社会体験や生活体験の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
 - ・学級活動でソーシャルスキルトレーニング等を用いて、対人関係力の育成を図る。
 - ・自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- (4) 児童の主体的な活動の支援
 - ・児童会やピア・サポート委員会などの活動を通して、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。
- (5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築
 - ・いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
 - ・いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
 - ・いじめの防止等に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施

- ・いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
- ・いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報
- ・いじめ認知時の対応マニュアルの作成

5 いじめへの対処

どんな小さいじめ事案も生徒指導主事に報告し常に児童の人間関係を把握する早期発見・解決を図る。いじめ防止委員会を中心に適切な指導を行う。

いじめ事案については、学年ごとに毎月集計し内容によって、保護者連携、福山市教育委員会に報告する。

【具体的指導例】

- 悪口やあだ名を言われる。→個々への事実確認及び指導
- 仲間外れにされる。→個々への事実確認及び指導、保護者連携
- 暴力を振るわれる。→個々への事実確認及び指導、保護者連携、市教委報告
- 金品を取られる。→個々への事実確認及び指導、保護者連携、市教委報告
- 特定の児童に対する長期的ないじめ
→個々への事実確認及び指導、保護者連携、市教委報告、経過観察・継続指導

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。